

議案第70号

西脇市地区計画の区域内における建築物の制限に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部  
を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月2日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

東播都市計画日野地区地区計画の変更及び東播都市計画高松地区地区計画の決定に伴い、各地区整備計画が定められている区域内における建築物の用途の制限等について所要の改正を行うことにより、適正な都市機能及び都市環境を確保するため。

西脇市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

西脇市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成24年西脇市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後                      |  | 改正前  |   |
|--------------------------|--|--|---|
| 別表第1（第3条関係）<br>地区整備計画の区域 |  | 別表第1（第3条関係）<br>地区整備計画の区域   |   |
| 名称                       | 区域   | 名称   | 区域  |
| 高松地区地区整備計画区域             | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された東播都市計画地区計画高松地区計画のうち、地区整備計画が定められている区域  | (略)  | (略)   |
| 別表第2（第4条-第7条関係）          | 別表第2（第4条-第7条関係）  | 別表第2（第4条-第7条関係）  | 別表第2（第4条-第7条関係）   |
| 計画区域区分                   | 高松地区地区整備計画区域   | 計画区域区分   | 日野地区地区整備計画区域  |
| 1                        | <p>(1) 工場（建築基準法別表第2（る）項第1号(1)、(3)、(10)、(11)、(12)及び(13)並びに第2号に掲げるものを除く。）</p> <p>(2) 地区計画の区域内の前号に掲げる工場で製造する食品又は物品の販売を主たる目的とする店舗及び飲食店内又は隣接敷地内に建築され、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えないもの（建築基準法別表第2（ほ）項第2号及び第3号、（へ）項第3号並びに（り）項第2号及び第3号に掲げるものを除く。）</p> <p>(3) 前2号の建築物に附属するもの</p> | <p>(1) アイ</p> <p>(略)</p> <p>日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準をいう。以下同じ。）の中分類で、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、衣服・その他繊維製品製造業、非鉄金属製造業、金属製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業に属する事業</p> | <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準をいう。以下同じ。）の中分類で、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、衣服・その他繊維製品製造業、非鉄金属製造業、金属製造業、電気機械器具製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業に属する事業</p> <p>(新設)</p> |

|  |  |  |                      |   |
|--|--|--|----------------------|---|
|  | <p>(2) (略)</p> <p>(3) 店舗又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が 1,000平方メートルを超えないもの(建築基準法別表第2号(ほ)項第2号及び第3号、(へ)項第2号及び第3号並びに(り)項第2号を除く。)</p> <p>(4) (略)</p> |  | <p>建築物の敷地面積の最低限度</p> | 2 |
| <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、第4条第1項ただし書の規定により市長が許可したものの</p>   | <p>(2) (略)</p> <p>(3) 店舗又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が 3,000平方メートルを超えないもの(建築基準法別表第2号(ほ)項第2号及び第3号、(へ)項第2号及び第3号並びに(り)項第2号を除く。)</p> <p>(4) (略)</p> |  | <p>建築物の敷地面積の最低限度</p> | 2 |
|  | <p>(略)</p>   |  | <p>建築物の敷地面積の最低限度</p> | 2 |
| <p>主たる建築物の用途が1の項高松地区地区整備計画区域の欄第2号に掲げるもので同欄第1号の工場の隣接敷地内に建築されるものについては350平方メートル、その他のものについては5,000平方メートルとする。</p>  | <p>(略)</p>   |  | <p>建築物の敷地面積の最低限度</p> | 2 |
|  | <p>(略)</p>   |  | <p>壁面の位置の制限</p>      | 3 |
| <p>(1) 外壁等の面から、地区計画の区域の境界となる敷地境界線及び道路境界線までの水平距離は次のとおりとする。<br/>ア 地区計画の区域の境界となる敷地境界線までの水平距離は10メートル以上とする。<br/>イ 道路境界線までの水平距離は5メートル以上とする。</p> <p>(2) 前号の規定の施行の際、現に存する建築物の敷地が同号の規定に適合せず、又は同号の規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物の敷地又は</p> | <p>(略)</p>   |  | <p>壁面の位置の制限</p>      | 3 |

|   |             |  |     |   |             |     |
|---|-------------|--|-----|---|-------------|-----|
| 4 | 建築物の高さの最高限度 | その部分に対して、同号の規定は適用しない。<br><u>20メートル</u> | (略) | 4 | 建築物の高さの最高限度 | (略) |
|---|-------------|--|-----|---|-------------|-----|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。